

図書館年報

平成 24 年度利用実績



大口町制50周年

※ 平成 24 年度 町制 50 周年記念ロゴマーク

平成 25 年度版

大口町立図書館

目次－CONTENTS－

I 平成 24 年度の取り組み概要	
1 図書館運営の目的	… 1
2 平成 23 年度までの経過	… 1
3 平成 24 年度の目標	… 1
4 実施内容	… 1
5 成果及び評価	… 2
II 図書館のあゆみ	… 3
III 施設	
1 施設の概要	… 6
2 平面図	… 6
IV 組織	
1 教育委員会事務局組織概要	… 7
2 図書館協議会	
(1) 図書館協議会委員	… 7
(2) 開催内容	… 7
V 図書館業務のあらまし	
1 概要	
(1) 資料の貸出規定	… 8
(2) 貸出期間と貸出点数	… 8
(3) レファレンス・サービス（調査相談）	… 8
(4) 予約	… 8
(5) リクエスト（対象は、本に限定）	… 8
(6) 図書館にある資料の検索方法	… 8
(7) コピーサービス	… 8
2 図書館業務体制	… 9
VI 平成 24 年度当初予算	… 10
VII 数字で見る図書館（平成 24 年度統計資料）	
1 蔵書集計関係	
(1) 購入資料点数	… 11

5	施設見学の受入	…	24
6	図書館まつり（町制 50 周年記念事業）	…	24
7	ブックスタート	…	24
8	職場体験学習生徒の受入	…	24
9	その他活動		
	(1) 大口町立図書館利用アンケート調査の実施	…	25
	(2) 施設の有効利用	…	25
	(3) 「新しい図書館の建設に対する要望書」(案)の作成への協力	…	25
	(4) 団体貸出制度の案内	…	25
	(5) 国立国会図書館への納本制度の案内	…	25
	(6) リサイクル本のリユース配布	…	25
	(7) 特集コーナー	…	26
	(8) ベストリーダ・ベストリクエストの掲示	…	26
	(9) 全国読書感想文コンクールの課題図書の出借を夏休み期間中に実施	…	26
Ⅸ	ベストリーダ		
	【一般図書部門】	…	27
	【児童図書部門】	…	27
	【絵本部門】	…	27
	【雑誌部門】	…	27
	【CD部門】	…	28
	【ビデオ部門】	…	28
	【DVD部門】	…	28
X	ベストリクエスト		
	【図書部門】	…	29
	【雑誌部門】	…	29
	【視聴覚資料部門】	…	29
<資料>			
1	図書館法		30
2	大口町立図書館の設置及び管理に関する条例	…	34
3	大口町立図書館の管理運営に関する規則	…	35
4	大口町立図書館個人貸出制限要領	…	40
5	大口町立図書館個人貸出制限事務手続内規	…	41

I 平成 24 年度取り組み概要

1 図書館運営の目的

生涯現役として誰もが自立した活力ある人生が送れるよう、資料を“文化財”として守り、生活に「役に立つ」情報が提供できる生涯学習施設として、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

2 平成 23 年度までの経過

平成 20 年 4 月から「週 6 日開館」を実施、インターネットによる図書発注の導入、定期的なリサイクルの実施、館内照明器具取替による照度改善、交付金によるトイレの改修、児童室内書架修繕等、さまざまな業務を実施してきた。平成 23 年度は、図書館システム機器の長期継続契約の満了年度にあたり、交付金で準備していたクラウド型システムと機器の購入により、導入経費の削減ができた。また、設置スペースの有効活用が図れた。公式ホームページを役場経由にする変更も行った。

3 平成 24 年度の目標

図書館は、増大する利用と減少する予算の中で、時代を映す鏡として今後ますます地域住民に対して役に立つ情報を提供し、時代に合った蔵書の確保に努めなければならないと考えている。そのため、迅速に図書の提供を行い、サービス向上を図る。また、安心・安全な施設を提供するために館内設備の充実を図り、書架の修繕を行う。

新たな図書館システムの安定的な運用を図ることにより、図書の集品速度の向上を図ることにより、利用者サービスの向上に取り組む。さらには、このシステム導入による経費面と業務運営の更なる効率化を図る。また、団体貸出資料の利用案内と資料の充実を図る。

4 実施内容

安心・安全な図書館にするため、計画的に防犯カメラの設置を行う。また、児童図書室書架の背板修繕を行い子どもへの安全対策を行う。

新たな図書館システムの安定的な運用を図るため、障害等の調整に励み、生活に役立つ図書収集のスピード化を図り、利用者へのサービスの向上に取り組む。

電算機器賃貸借契約を行わず、平成 22 年度地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)で購入したクラウド型システム対応の図書館情報電子計算機器を使用することにより、経費節減を図る。

また、ホームページ管理のための電算機器を賃貸借契約していたが、クラウドシステム導入により、システム内の機能を使うことにし、経費面と業務運営の更なる効率化を図る。

団体貸出資料の利用案内と資料の充実を図るため、各学校等の施設へ制度案内を送付し、周知に努める。

5 成果及び評価

計画的に防犯カメラの設置を行ったことは、安心・安全な図書館を提供することに役立った。

また、児童室書架の背板修繕を行い子どもへの安全対策を行ったことは、安全な図書館環境が提供できた。

新たな図書館システムの障害等をシステムエンジニアと調整に励んだことで、安定的なシステム運用が図れた。

生活に役立つ図書収集のスピード化を図ったことも、利用者サービスの向上につながった。

電算機器賃貸借契約を行わず、平成22年度地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)で購入したクラウド型システム対応の図書館情報電子計算機器を使用することにより、経費節減が図れた。

また、ホームページ管理のための電算機器を賃貸借契約していたが、クラウドシステム導入により、システム内の機能を使用し、経費節減と業務運営の更なる効率化が図れた。

団体貸出資料の利用を図るため、各学校等の施設へ制度案内を送付し、周知に努めたことは、利用拡大につながった。

II 図書館のあゆみ

昭和 53(1978)年 12 月	図書館仮オープン（総合福祉会館仮オープン） ・貸出点数 1点 ・貸出期間 1週間 ・開館時間 9:30～17:00 ・休館日 月曜日（午後）・火曜日・祝日
昭和 54(1979)年 4 月	大口町立図書館として開館 ・貸出点数 3点 ・貸出期間 2週間
昭和 54(1979)年 11 月	紙芝居 貸出開始
昭和 56(1981)年 3 月	大活字本 貸出開始
平成元(1989)年 4 月	貸出点数 5点に変更
平成元(1989)年 10 月	老眼鏡 設置（寄贈による）
平成 4(1992)年 7 月	図書返却ポスト設置 （場所：総合福祉会館 1 階東側入口横）
平成 6(1994)年 4 月	祝日及び祝日の振替休日開館 開始 開館時間の変更（9：30から9：00へ） ・開館時間は、9：00～17：00に変更
平成 7(1995)年 3 月	国立国会図書館との「図書館間貸出」に加入 第 1 回尾張北部図書館連絡会（現：尾張部公共図書館連絡協議会）開催
平成 7(1995)年 10 月	図書館電算システム導入・稼働 ・機種名：富士通 K-6500α モデル V システム名：ILIS-X30 ・貸出点数 6点へ変更 ・CD貸出開始 ・愛知県図書館とのオンライン検索システム稼働
平成 8(1996)年 5 月	ビデオテープ貸出開始
平成 11(1999)年 7 月	夏期特別開館実施
平成 11(1999)年 11 月	「第 1 回図書館まつり」開催、リサイクル雑誌無料配布開始
平成 12(2000)年 5 月	「おはなしエプロン」開始 （幼児・児童を対象にした 1 対 1 の絵本の読み聞かせ）
平成 12(2000)年 10 月	図書館電算システム更新 ・機種名：富士通 GP7000D/200 システム名：iLis wing
平成 13(2001)年 5 月	図書館ボランティア登録開始 （ボランティア活動の内容は「おはなしエプロン」等）
平成 13(2001)年 7 月	「おはなしひろば」開始 （ボランティアによる幼児・児童を対象にした読み聞かせイベント）
平成 14(2002)年 10 月	大口町立図書館公式ホームページ開設 第 39 回尾張地区「本に親しむみんなのつどい」大口町集会開催（愛知図書館協会委嘱事業）
平成 15(2003)年 3 月	貸出点数 10点に変更
平成 15(2003)年 8 月	「ブックスタート」開始
平成 16(2004)年 1 月	図書の広域貸出サービス開始 （尾張北部広域行政圏（5 市 2 町）の首長による協定書に基づき、5 市 2 町在住者への貸出開始）



平成 16(2004)年 5月	「プチ・こどもの日おはなし会」開始 (こどもの読書週間イベント)
平成 17(2005)年 4月	DVD貸出開始
平成 18(2006)年 4月	「一日中おはなしエプロン」開始
平成 18(2006)年 10月	図書館電算システム更新 ・機種名：富士通製 PRIMEPOWER250 ・システム名：iLiswing21/UX+
平成 18(2006)年 11月	「わくわく・ドキドキおはなし会」開催
平成 19(2007)年 7月	広域利用者への「利用者カード」発行時の手続きの簡素化
平成 19(2007)年 8月	「赤ちゃんにすすめる絵本リスト Vol.5」発行
平成 19(2007)年 9月	「本やタウン図書館便」による新刊発注システム開始
平成 19(2007)年 10月	一般図書室内書架の耐震補強修繕実施
平成 19(2007)年 12月	予約対象を図書のほか雑誌、CD、ビデオ、DVDまで拡大
平成 20(2008)年 1月	「週6日開館」実施に向けた試行開始 (～3月) 休館日を月曜日のみ (館内整理日は月末日)
平成 20(2008)年 2月	「もうすぐはるだよ、おはなし会」開催
平成 20(2008)年 3月	「ヤングアダルトコーナー」開設
平成 20(2008)年 4月	「週6日開館」実施、館内整理日を変更
平成 20(2008)年 5月	図書館照明器具取替及び増設 (1年目)
平成 20(2008)年 6月	書棚に耐震シート設置
平成 21(2009)年 2月	雑誌の内容登録開始
平成 21(2009)年 5月	図書館照明器具取替及び移設 (2年目)
平成 21(2009)年 7月	雑誌及び視聴覚資料の貸出点数と貸出期間の変更 利用者データの確認及び更新作業開始 (～平成22年8月)
平成 21(2009)年 8月	閉館時間の延長試行 (8/22～30)
平成 21(2009)年 12月	個人貸出制限要領規定により未返却者に貸出停止措置開始
平成 22(2010)年 6月	図書館照明器具取替及び移設 (3年目)
平成 22(2010)年 7月	学習スペース開設
平成 22(2010)年 9月	閉館時間の延長試行 (夏休み中の毎週金曜日のみ) 利用者データの確認及び更新作業終了 絵本の配架順の変更
平成 22(2010)年 10月	インターネット予約開始
平成 23(2011)年 1月	TRCの「TOOL-i」による新刊発注システム開始
平成 23(2011)年 3月	地域活性化 (住民生活に光をそそぐ) 交付金による事業契約 ・クラウド型の新図書館情報システムの購入 ・防犯カメラの設置
平成 23(2011)年 5月	・ブックスタート事業を社会福祉協議会と健康生きがい課へ移管
平成 23(2011)年 5月	・トイレ等改修工事 (トイレの内装改修と学習スペースの床の張替え)



平成 23 (2011) 年 10 月	愛知県緊急雇用創出基金事業交付金による事業契約 ・書誌データ置換え業務完了
平成 23 (2011) 10 月	「本やタウン図書館便」による新刊発注システム終了
平成 23 (2011) 年 10 月	図書館電算システム変更 ・富士通製クラウド式 システム名：WebiLis
平成 23 (2011) 年 10 月	図書館情報システム連携の発注・受入・検索支援 Web システム購入 ・TOOLi 図書館パッケージ連携システム導入(平成 22 年度交付金繰越明許) (ライセンス期間：平成 28 年 9 月 30 日までの 5 年間)
平成 23 (2011) 年 10 月	大口町立図書館公式ホームページの変更 (役場 HP を経由し、システム内の簡易ページに接続)
平成 24 (2012) 年 4 月	職員による月例「おはなし会」開始
平成 24 (2012) 年 5 月	「利用者アンケート調査結果報告書」公表(平成 24 年 4 月実施分)
平成 24 (2012) 年 6 月	図書館おはなし会等イベントの職員作成のポスター掲示・配布
平成 24 (2012) 年 7 月	・特集コーナー本のブックリスト作成・配布 ・町制 50 周年記念事業として「クイズ図書館探検隊」実施 (小学生向けクイズ)
平成 24 (2012) 年 8 月	・「大口町立図書館建設構想(案)(H16 年 5 月作成)」を教育委員会定例会に協議資料として提出 ・町制 50 周年記念事業「子ども議会」の図書館建設の質問に回答
平成 24 (2012) 年 9 月	・特集コーナー本のブックリスト Web OPAC に公開 ・児童室絵本展示(窓際)開始 めり絵付のブックリスト配布
平成 24 (2012) 年 11 月	町制 50 周年記念事業として「図書館まつり」を 1 日多く 2 日開催
平成 24 (2012) 年 12 月	・年末年始休館時の貸出点数を 10 点から 15 点に変更 ・ホームページに専用のお知らせページ作成 ・「新しい大口町立図書館の建設に対する要望書」(案)を教育委員会定例会資料として提出
平成 25 (2013) 年 1 月	教育委員名で「新しい大口町立図書館の建設に対する要望書(1 月 18 日付け)」を町長へ提出
平成 25 (2013) 年 3 月	「おひなまつりおはなし会」を大口町歴史民俗資料館で実施

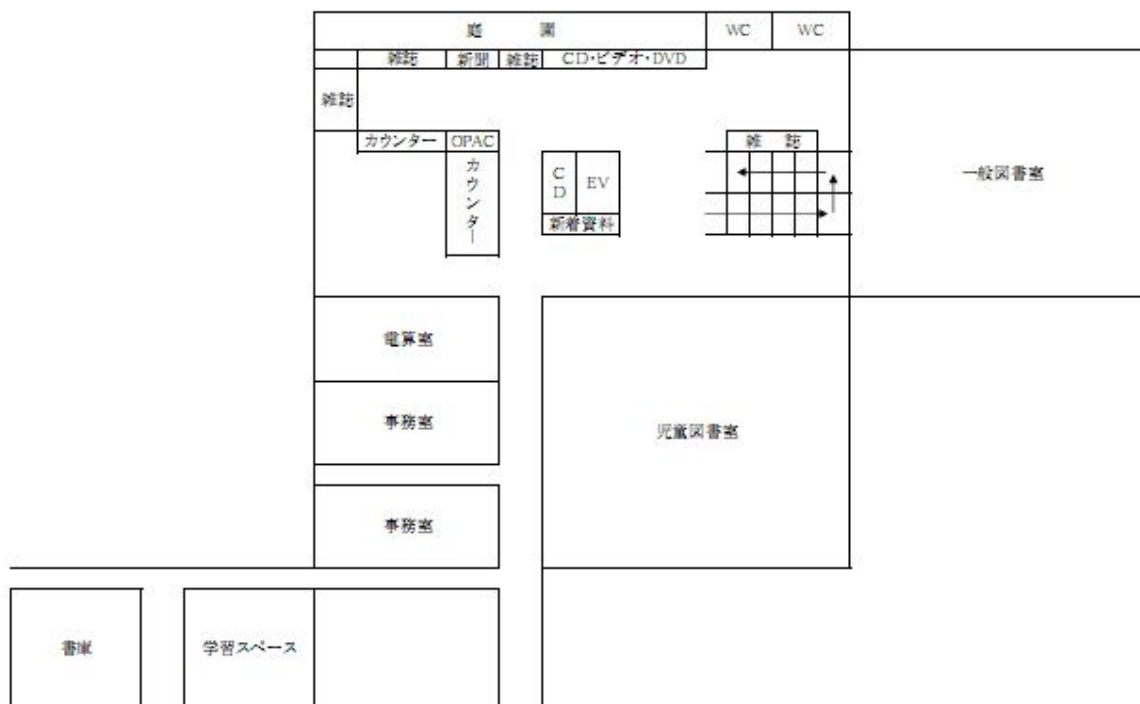


Ⅲ 施設

1 施設の概要

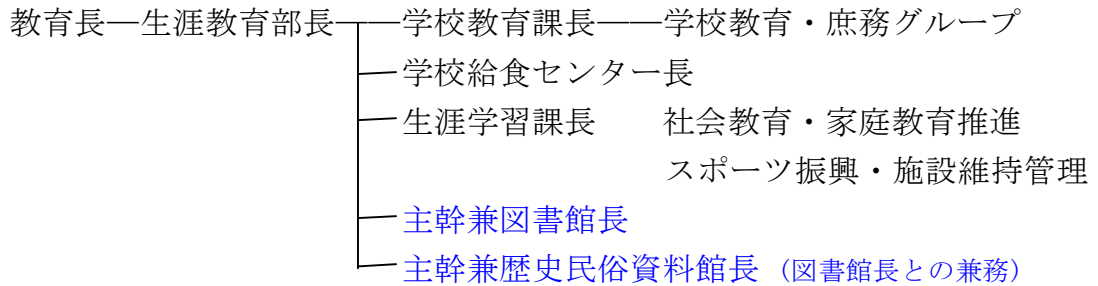
構 造	鉄筋3階建
形 態	複合施設（大口町中央公民館3階の一部）
開館年月	昭和54年4月
延床面積	614 m ²
開館時間	9時～17時【平日、土・日、祝日】
閉館日	毎週月曜日 （祝日、休日に当たるときは次の平日が休館） 館内整理日（第2木曜日） 特別館内整理期間（9月1日～9月10日） 年末年始（12月28日～1月4日）

2 平面図



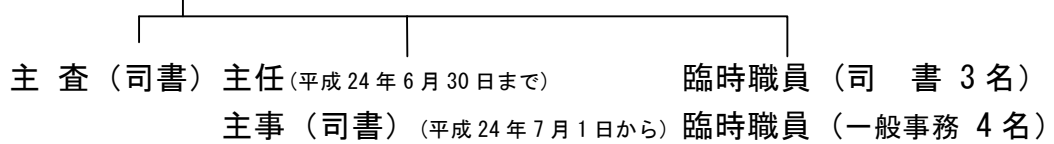
IV 組織

1 教育委員会事務局組織概要



※図書館職員構成（10名）

主 幹（館長兼務）



2 図書館協議会

(1) 図書館協議会委員 7名

氏 名	条例第5条第2項該当項目事項
丹 羽 孝 子	学 校 教 育 の 関 係 者
千 田 正 仁	学 校 教 育 の 関 係 者
加 木 屋 直 規	学 校 教 育 の 関 係 者
大 橋 郁 乃	学 校 教 育 の 関 係 者
堀 部 令 子	社 会 教 育 の 関 係 者
吉 田 美 穂	家庭教育の向上に資する活動を行う者
宇 野 君 代	家庭教育の向上に資する活動を行う者

(2) 開催内容

日 時	第1回 平成24年6月21日（木）午後1:30～4:00 第2回 平成24年8月2日（木）午前10:00～12:00 第3回 平成25年2月14日（木）午前8:30～16:00
会 場	第1回 中央公民館 C会議室 第2回 中央公民館 視聴覚室 第2回 菰野町図書館（三重県）
協議事項	第1回 ・平成23年度実績報告について ・平成24年度運営計画について 第2回 ・これからの図書館について 第3回 ・滞在交流型図書館の視察及び図書館サービス利用状況について

V 図書館業務のあらまし

1 概要

(1) 資料の貸出規定

- ・個人貸出 大口町に在住、在勤（在勤者家族も含む）、在学（名古屋経済大学生及び丹羽高等学校生も含む）の方、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、扶桑町に居住する方に限る。
- ・団体貸出 町内の団体に限る。

(2) 貸出期間と貸出点数

全貸出点数		10点まで	貸出期間
内	図書	10点まで	2週間以内
	雑誌	5点まで	1週間以内
訳	CD	5点まで	
	ビデオテープ	1点まで	
	DVD	1点まで	

※団体貸出 30日間以内 1団体、図書、雑誌、紙芝居は合計100点以内
(但し、CD、ビデオテープ、DVDは各10点まで)

(3) レファレンス・サービス(調査相談)…様々な相談に対して資料情報を提供

(4) 予約

- <点数>貸出中の資料に対して、1人10点まで
- <対象>本のほか、雑誌、AV(CD, DVD, ビデオテープ)も各1点まで
- <手続き>本は、窓口で「図書予約申請書」に記入し申し込む。
雑誌と視聴覚資料は、窓口で直接申し込む。

(5) リクエスト(対象は、本に限定)

- <条件> ①未所蔵 ②大口町に在住・在勤・在学の者に限定

(6) 図書館にある資料の検索方法

- ①利用者開放端末(2台)を利用
- ②図書館ホームページ内の「所蔵検索」を利用

(7) コピーサービス

- 当館所蔵の資料に限り、著作権法・図書館法に基づき利用可能。
料金 1枚 10円(モノクロ、B5～A3サイズ)

2 図書館業務体制

奉仕部門	一般奉仕・カウンター関係	貸出・返却・予約・リクエスト 複写サービス受付
	図書館奉仕関係	ボランティア活動（おはなしエプロン等） 読書推進活動（図書館まつり、特集展示等） 児童奉仕の企画・開催 （読み聞かせ会等）
	児童図書関係	児童図書・紙芝居の管理、団体貸出など
	一般図書関係	一般図書・参考図書の管理、団体貸出など
	雑誌・新聞関係	雑誌・新聞の管理
	視聴覚資料関係	CDの管理 ビデオテープの管理 DVDの管理
	郷土・行政資料関係	郷土・行政資料の収集と管理
	レファレンス関係	参考業務など
	協力貸出・相互貸借関係	愛知県図書館との協力貸出 他図書館との相互貸借
庶務部門	庶務・会計関係	庶務・財務会計関係全般
整理部門	収書・整理関係	新刊書誌データ処理 寄贈資料の受入 図書の選書・発注 図書の督促
	電算処理関係業務	日次・月次・年次の情報処理 資料データ管理 コンピュータ保守など
インターネット部門		ホームページの情報更新 OPAC（館内情報端末）の管理 コンピュータシステムの管理
図書館協議会		図書館事業の審議
尾張部公共図書館連絡協議会		尾張部 31 公共図書館間の職員研修等
愛知県公立図書館長協議会		県下の公立図書館長による図書館事業の協議会

VI 平成 24 年度当初予算

(単位：千円)

一般会計予算総額			7,370,000
款	教 育 費	(一般会計の 18.7%)	1,378,330
項	社 会 教 育 費	(教育費の 14.6%)	201,677
目	図 書 館 費	(社会教育費の 26.8%)	53,974
節	予 算 項 目	当初予算額	内 容
	【職員給与費】	26,316	給料、職員手当等、共済費
	【図書館運営事業】	27,658	
1	報 酬	83	図書館協議会委員報酬 7人
7	賃 金	12,929	臨時職員 9人(通勤手当含む) 内、夏期短期臨時職員 2人
9	旅 費	90	
	費用弁償	30	協議会委員研修旅費
	普通旅費	60	
11	需用費	11,445	
	消耗品費	11,310	児童図書、一般図書、新聞、雑誌、 紙芝居、大活字本、一般消耗品、 A V資料等、電算関連消耗品
	印刷製本費	95	利用案内、新聞製本等
	修繕費	40	書架耐震補強、椅子張替、照明移 設・増設
12	役務費	244	
	通信運搬費	241	事務用、F A X用、
	手数料	3	クリーニング等
13	委託料	1,244	
	保守点検委託料	530	図書館情報システム インターネット検索システム
	新刊情報入力委託料	630	図書の新刊情報入力
	視聴覚資料情報入力委託料	84	視聴覚資料の新譜情報入力
14	使用料	1,034	図書館情報システム使用料
	賃借料	404	賃借料
	複写機賃借料	155	
	電子計算機器賃借料	249	インターネット検索電子計算機器
18	備品購入費	137	
	図書館用備品購入費	137	ネットワークカメラ
19	負担金補助及び交付金	48	図書館協会負担金等
		53,974	

Ⅶ 数字で見る図書館（平成 24 年度統計資料）

1 蔵書集計関係

(1) 購入資料点数 6,394 点

(内訳)

一般図書	3,058 冊	C D	127 点
児童図書	2,160 冊	ビデオテープ	0 点
郷土資料	0 冊	D V D	44 点
雑 誌	975 冊	紙芝居	30 点

(2) 所蔵資料点数 81,866 点

(内訳)

一般図書	41,664 冊	C D	2,750 点
児童図書	31,465 冊	ビデオテープ	284 点
郷土資料	2,501 冊	D V D	1,034 点
雑 誌	1,863 冊	紙芝居	305 点

(3) 資料区分ごとの分類別蔵書構成

【図書・雑誌】

	23 年度 末蔵書数	購入	寄贈	弁償	増加計	除籍	蔵書数	構成比
0 総記	1,349	133	0	0	133	74	1,408	1.8%
1 哲学	1,599	77	0	1	78	128	1,549	2.0%
2 歴史	3,487	298	2	3	303	325	3,465	4.5%
3 社会科学	4,922	418	25	2	445	610	4,757	6.1%
4 自然科学	2,860	259	10	0	269	297	2,832	3.7%
5 技術工学	3,484	364	9	0	373	399	3,458	4.5%
6 産業	1,469	103	2	0	105	175	1,399	1.8%
7 芸術	4,553	322	6	6	334	266	4,621	6.0%
8 言語	802	42	0	0	42	46	798	1.0%
9 文学	16,859	1,042	7	1	1,050	532	17,377	22.4%
小 計	41,384	3,058	61	13	3,132	2,852	41,664	53.8%
児童図書	31,305	2,160	30	12	2,202	2,042	31,465	40.6%
郷土資料	2,461	0	67	0	67	27	2,501	3.2%
雑 誌	2,232	975	11	7	993	1,362	1,863	2.4%
合 計	77,382	6,193	169	32	6,394	6,283	77,493	100.0%

【視聴覚資料】

	23年度末 蔵書数	購入	寄贈	弁償	増加計	除籍	蔵書数	構成比
CD	2,790	127	0	0	127	167	2,750	67.6%
ビデオテープ	288	0	0	1	1	5	284	7.0%
DVD	1,000	44	2	0	46	12	1,034	25.4%
計	4,078	171	2	1	174	184	4,068	100.0%

【紙芝居】

	23年度末 蔵書数	購入	寄贈	弁償	増加計	除籍	蔵書数
紙芝居	319	30	1	0	31	45	305

合計	81,866点
----	---------

(4) 逐次刊行物

ア 新聞 (12紙)

新聞名	保存期間	新聞名	保存期間
中日新聞 (近郊版) (朝)	1 か月	中日スポーツ	1 か月
中日新聞 (尾張版) (朝)	1 か月	毎日小学生新聞	1 か月
朝日新聞 (朝)	6 か月	朝日中学生ウィークリー	1 か月
日本経済新聞 (朝夕)	6 か月	アサヒウィークリー (英字新聞)	1 か月
毎日新聞 (朝)	3 か月	尾北ホームニュース	1 年
読売新聞 (朝)	3 か月	中日新聞縮刷版 (昭和 54 年以降)	永 年
日刊工業新聞 (朝)	1 か月	中日新聞 (近郊版) 製本版 (昭和 54 年以降)	永 年

※ 「(朝)」…朝刊のみ購読を表す。「(朝夕)」…朝刊、夕刊両方の購読を表す。

イ 住宅地図

丹羽郡 (大口町・扶桑町)、犬山市、江南市、岩倉市、小牧市、一宮市、春日井市、春日町、豊山町、清須市 (清洲町・西枇杷島町・新川町)、北名古屋市 (旧 師勝町・西春町)、各務原市 (旧 各務原市・川島町)

ウ 電話帳

ハローページ … 愛知県・岐阜県・三重県・東京都・大阪府
タウンページ … 愛知県・岐阜県・三重県

エ 雑誌

69タイトル(寄贈4誌を含む)

タイトル	タイトル	タイトル	タイトル
<p>【総記】 現代の図書館(寄贈) 国立国会図書館月報(寄贈) 図書館雑誌(寄贈)</p> <p>【ビジネス】 アスキー.PC ダイヤモンド プレジデント</p> <p>【総合誌(男女)】 With/ウィズ CLASSY/クラッシー Gainer/ゲイナー 装苑/SO-EN non・no/ノンノ 婦人画報 LEE/リー</p> <p>【歴史】 歴史街道</p> <p>【健康・医学】 きょうの健康 暮らしと健康 (7月以降 休刊) 日経ヘルス (7月以降 受入)</p>	<p>【科学・機械】 月刊 自家用車 Newton/ニュートン</p> <p>【家庭・生活】 新しい住まいの設計 栄養と料理 ESSE/エッセ おそい・はやい・ひくい・たかい クーヨン 暮らしの手帖 クロワッサン Kelly/ケリー すてきな奥さん たまごクラブ dancyu/ダンチュウ 日経TRENDY/トレンドイ 日経マネー (月刊) ひよこクラブ プラスワンリビング プレジデントFamily</p>	<p>【娯楽・趣味】 音楽の友 芸術新潮 サライ JTB時刻表 趣味の園芸 東海ウォーカー 日経PCビギナーズ Begin/ビギン BE-PAL/ビーパル BRUTUS/ブルータス MAQUIA/マキア 名鉄時刻表 やさい畑 るるぶ情報版(国内) るるぶ情報版(海外)</p> <p>【スポーツ】 GOLF DIGEST /ゴルフダイジェスト 週刊 サッカーマガジン Number/ナンバー 山と溪谷</p>	<p>【文芸】 群像 小説新潮 新潮 中央公論 文学界 文藝春秋 中部ペン(寄贈)</p> <p>【子ども向け】 月刊 かがくのとも 月刊 たくさんのふしぎ 子供の科学 こどものとも こどものとも 年少版 こどものとも 年中向き こどものとも 012 ちいさなかがくのとも</p>

2 利用統計関係

(1) 登録数

個人登録者数		団体登録数
一般(高校生・大学生含む)	9,354 人	149 団体
児童(幼児・中学生を含む)	2,654 人	
合 計	12,008 人	

(2) 年齢別登録者数

※町内在勤・在学には、在勤者の家族（同一住所に居住）を含む。

	町内	うち左 記新規	町内在 勤在学	うち左 記新規	広域	うち左 記新規	合計	うち左 記新規	構成比 (%)
0-6 歳	342	59	0	0	98	33	440	92	3.7%
7-9 歳	343	37	8	0	175	43	526	80	4.4%
10-12 歳	582	19	11	0	222	30	815	49	6.8%
13-15 歳	714	3	20	0	139	3	873	6	7.3%
16-18 歳	534	1	14	1	95	7	643	9	5.3%
19-29 歳	827	44	41	4	349	35	1,217	83	10.1%
30-39 歳	1,210	89	103	5	878	117	2,191	211	18.2%
40-49 歳	1,208	33	126	3	1,027	80	2,361	116	19.7%
50-59 歳	488	13	99	4	431	30	1,018	47	8.5%
60-69 歳	534	25	61	2	547	44	1,142	71	9.5%
70 歳-	442	9	7	0	333	17	782	26	6.5%
合計	7,224	332	490	19	4,294	439	12,008	790	100.0%
構成比(%)	60.2%		4.1%		35.8%				100.0%

(3) 個人及び団体登録者による資料区分別貸出点数

	一般 図書	児童 図書	郷土 資料	雑誌	CD	VT	DVD	紙芝居	貸出 総点数
個人計	99,013	99,364	82	18,415	14,078	580	6,653	2,228	240,413
団体計	334	446	32	8	9	0	0	17	846
個人+団体計	99,347	99,810	114	18,423	14,087	580	6,653	2,245	241,259
1日平均	347	349	0	64	49	2	23	8	844

※ 開館日数：286 日

(4) 時間帯別利用統計表

時間帯	利用者数 a	率(%)	貸出 冊数 b	率(%)	貸出冊 数平均 b/a	返却 冊数	率(%)	予約 冊数	率(%)
9-10時	4,237	8.8%	18,370	7.6%	4.3	47,511	19.7%	556	13.3%
10-11時	6,531	13.6%	32,895	13.6%	5.0	33,283	13.8%	559	13.3%
11-12時	6,917	14.4%	35,942	14.9%	5.2	28,104	11.6%	700	16.7%
12-13時	4,677	9.7%	23,410	9.7%	5.0	18,681	7.7%	318	7.6%
13-14時	4,256	8.9%	20,902	8.7%	4.9	25,733	10.6%	409	9.8%
14-15時	5,530	11.5%	28,022	11.6%	5.1	25,359	10.5%	542	12.9%
15-16時	6,027	12.5%	30,105	12.5%	5.0	28,026	11.6%	501	12.0%
16-17時	9,894	20.6%	51,613	21.4%	5.2	35,032	14.5%	606	14.4%
合計	48,069	100.0%	241,259	100.0%	5.0	241,729	100.0%	4,201	100.0%
1日平均	168		844			845		15	

(5) 年齢別貸出点数

区分	町内在住	在勤在学	広域	合計	構成比(%)
0-6歳	14,849	3	6,711	21,563	9.0%
7-12歳	24,988	87	11,049	36,124	15.0%
13-15歳	3,817	43	1,150	5,010	2.1%
16-18歳	2,059	3	446	2,508	1.0%
19-22歳	1,750	71	812	2,633	1.1%
23-29歳	6,716	293	2,338	9,347	3.9%
30-39歳	33,758	969	21,723	56,450	23.5%
40-49歳	29,810	417	18,147	48,374	20.1%
50-59歳	10,614	917	7,639	19,224	8.0%
60-69歳	15,643	263	9,803	25,709	10.7%
70歳-	10,055	0	3,416	13,471	5.6%
合計	154,059	3,120	83,234	240,413	100.0%
構成比(%)	64.1%	1.3%	34.6%	100.0%	
			35.9%		
団体				846	
計	154,059	3,120	83,234	241,259	

(6) 利用状況日報

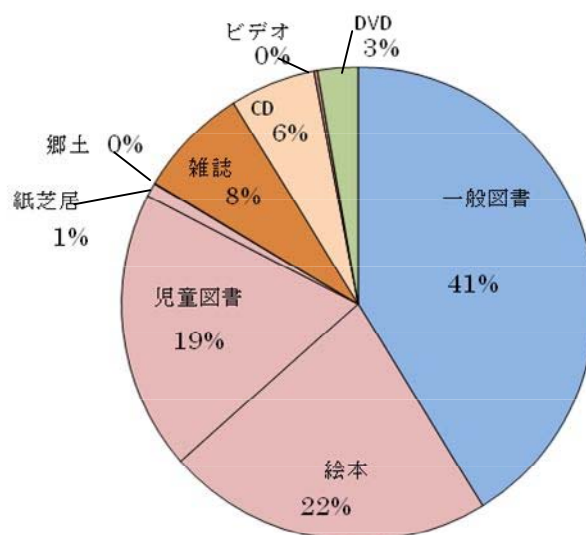
	予約	リクエスト	複写 件数	複写 枚数	レファ レンス	図書館 BP	役場 BP	入館 者数	開館 日数
4月	289	52	21	64	9	1,594	180	9,065	25
5月	264	26	17	64	9	1,639	203	9,266	25
6月	315	55	14	41	14	1,364	155	10,391	25
7月	407	50	16	47	9	1,591	124	11,516	25
8月	363	41	10	39	7	1,878	167	12,714	26
9月	334	28	14	59	11	2,299	163	6,745	17
10月	387	64	13	25	10	1,609	180	8,850	25
11月	305	36	16	27	6	1,333	151	9,474	25
12月	351	53	10	23	8	1,096	144	8,297	22
1月	334	32	16	111	9	1,737	193	8,947	22
2月	370	73	17	68	10	1,222	107	9,586	23
3月	425	55	26	81	6	1,452	181	9,896	26
計	4,144	565	190	649	108	18,814	1,948	114,747	286
一日平均	14	2	1	2	0	66	7	401	
						91%	9%		

(7) 相互貸借状況 (協力貸出含む)

	愛知県図書館	広域行政圏内(6市町)	県内(広域を除く)	県外	計
借受数	119	62	122	1	304
貸出数	8	115	204	26	353

(8) 資料区分別貸出点数

資料区分	貸出冊数
一般図書	99,347
絵本	53,872
児童図書	45,938
紙芝居	2,245
郷土	114
雑誌(69タイトル)	18,423
CD	14,087
ビデオ	580
DVD	6,653
計	241,259



(9) 図書館活動指標(人口1人あたり)

貸出点数	貸出点数／人口	10.9 点
購入点数	購入点数／人口	0.3 点
蔵書数	蔵書点数／人口	3.7 点
資料費	資料購入費／人口	0.47 千円

※人口は、22,229人で算出(4/1現在)

貸出点数	241,259 点
購入点数	6,394 点
蔵書点数	81,865 点
資料購入費	10,428 千円

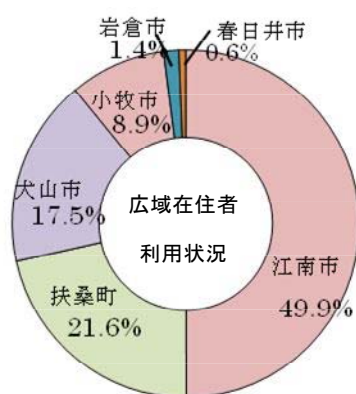
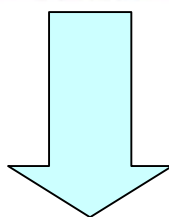
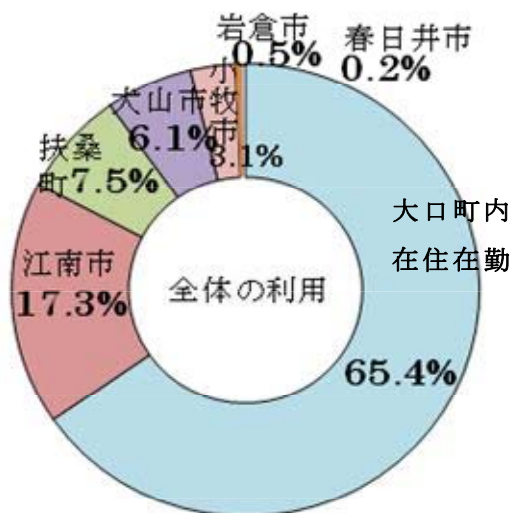
(10) 年次推移基本データ

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
人口(4/1 現在)	21,713	22,108	22,108	22,126	22,229
貸出点数	260,896	284,791	272,623	252,515	241,259
貸出点数伸び率	12%	9%	▲4%	▲7%	▲4%
登録者数	13,458	14,044	12,852	12,260	12,008
利用者数	47,619	53,949	52,731	49,705	48,069
利用者数伸び率	15%	13%	▲2%	▲6%	▲3%
1人当たりの貸出点数	5.5	5.3	5.2	5.1	5.0
蔵書点数	82,690	82,700	81,097	81,779	81,866
購入点数	8,264	8,610	7,694	7,562	6,394
資料購入費	13,710	13,693	12,408	11,870	10,428
図書購入費	10,620	10,803	9,901	9,698	8,556

(11) 在住在勤者と近隣市町在住者の利用状況

		貸出冊数	広域の構成比(%)	全体の構成比(%)
町内在住・在勤者		157,179		65.4%
近隣市町 在住者 (広域) 83,234 冊	江南市	41,569	49.9 %	17.3 %
	扶桑町	17,943	21.6%	7.5%
	犬山市	14,568	17.5%	6.1%
	小牧市	7,445	8.9%	3.1%
	岩倉市	1,178	1.4%	0.5%
	春日井市	531	0.6%	0.2%
計		240,413	100.0%	100.0%

※ 団体貸出 846 冊を除く



VIII 図書館の年間活動

1 PR活動

(1) 「広報おおぐち『図書館だより』」

掲載号	お知らせ内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回こどもの読書週間 4/23(土)～5/12(木) ・「としょかん」ってどんなところ? (「保存する」について) ・おはなし会が始まるよ! (職員による月例おはなし会)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回こどもの読書週間 4/23(土)～5/12(木) ・「としょかん」ってどんなところ? (「提供する」について) ・おはなし会 (月例)・おはなしエプロンの案内
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「としょかん」ってどんなところ? (「図書館の実力」について)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏のおはなし会 7/14(土) 10:30～11:30 ・第58回青少年読書感想文全国コンクール課題図書を紹介1 ・課題図書の貸出開始・おはなし会(月例)・おはなしエプロンの案内
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・クイズ! 図書館探検隊員募集 (小学生向けクイズ、児童室の本で回答を探す) ～8/31(金)まで。 ・第58回青少年読書感想文全国コンクール課題図書を紹介2 ・特別館内整理に伴う貸出期間の変更 8/18(土)～8/31(金)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別館内整理期間のお知らせ 9/1(土)～9/10(月) ・敬老の日のおすすめする本 ・おはなし会(月例)・おはなしエプロンの案内
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・読書週間 10/27(土)～11/9(金)・児童図書室の窓際の絵本展示のおしらせ・「おはなしエプロン」ボランティアの募集 ・「ふれあいまつり」期間の返却(貸出期間1週間の延長)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年 第66回読書週間 10/27(土)～11/9(金) ・図書館まつり 11/3(土)「リサイクル図書配布」、4(日)「おはなしマラソン」「しかけ絵本展示」 両日とも 10:00～15:00
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマスおはなし会 12/15(日)10:00～ ・今月の絵本特集(クリスマスの絵本、おしょうがつの絵本) ・年末年始の休館 12/28(金)～1/4(金) ・年末年始の休館に伴う貸出期間の変更 12/14(金)～12/27(木)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年 若い人に贈る読書のすすめ
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「おはなしエプロン」ボランティアの募集
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひなまつり」おはなし会 (3/9(土)2:00～歴史民俗資料館)

※その他「新着CD&DVDコーナー」、「雑誌のリサイクル」、「今月の休館日」、「今月公開!映画化された本」、「どえりゃあええ、ほん・えほん(話題の本や絵本を紹介)」・おはなし会(月例)・おはなしエプロンの案内を毎月掲載しました。

(2) 「公式ホームページ」での情報発信

大口町の公式ホームページを使って図書館のトップページを作成し、生活に役立つ図書館づくりの一環として、利用者へ情報を発信しました。

図書館 HP <http://www.town.oguchi.aichi.jp/2193.htm>

携帯電話 https://ilisod001.apsel.jp/oguchi_library/wopc/pc/mSrv

・年間アクセス数 **657,947回**

内訳 33,869回 館内 OPAC (館内検索パソコンからのアクセス)

502,107回 WebOPAC (インターネットからのアクセス)

121,971回 携帯 OPAC (携帯電話からのアクセス)

※ この1アクセス件数には、1回の検索後、他のページへの移動回数及び、愛知県横断検索システムからの相互貸借のための検索件数を含んでいます。

※ 役場ホームページからのページビュー数 **4,071回**です。

- ・「おしらせ」記事内容
 - 『大口町立図書館利用案内』
 - 『利用者アンケートの集計結果について』
 - 『雑誌一覧』 『新聞一覧』
 - 『平成24年度購入雑誌の見直しについて』
 - 『平成24年度採用 司書(臨時職員)募集』
 - 『夏期短期アルバイト募集』
 - 『おはなし会のおしらせ』
(おはなしエプロン・おはなし会) 開催日時』
 - 『「おはなしエプロン」読み聞かせボランティア募集』
 - 『直木賞候補作品紹介』
 - 『特別館内整理期間の休館について』
 - 『図書館まつりについて』
 - 『年末年始の休館について』

※ 町トップページから図書館ページに進み、図書館システム簡易画面から情報発信をおこなった。

2 サービス活動

- ・毎月第1土曜日に「雑誌のリサイクル」の実施
- ・11月に「リサイクル本の配布」の実施
- ・3週間貸出…特別館内整理、年末年始 実施
- ・「おはなし会」の開催…7月、11月、12月
- ・職員による月例の「おはなし会」の実施
- ・登録ボランティアによる「おはなしエプロン」の実施

3 「学習スペース」の常設

大人の生涯学習のための自主勉強や、中・高・大生の試験勉強等のために、施設の有効活用も兼ねて、図書館奥の小体育室入口に「学習スペース」を開設し常設しました。

- ・開設時間 午前9時～午後5時
- ・座席数 18席

4 読書推進活動

児童向け奉仕活動

(1) 「おはなしエプロン」(登録ボランティアによる読み聞かせ)

- ・回数 31回
- ・読み聞かせた本の数 86冊
- ・日時 ボランティアとの調整により随時開催
- ・場所 児童室

(2) 「おはなし会」(職員による読み聞かせ)

- ・回数 12回
- ・読み聞かせた本の数 54冊
- ・日時 毎月 第1水曜日
- ・場所 児童室

(3) 「なつやすみおはなし会 おはなしひろば」(町制50周年記念事業)

- ・日時 7月14日(土) 午前10時30分～11時30分
- ・場所 中央公民館 2階 研修視聴覚室
- ・対象 未就学児とその保護者
- ・プログラム

あいさつ・手あそび 「はじまるよ、はじまるよ」
絵本 『おやゆびさん』
紙芝居 『くじらやま』

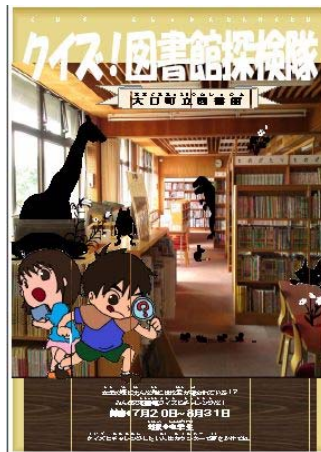


エプロンシアター 『三びきのやぎのがらがらどん』
 歌・手あそび 『ぶたがぶたれた』
 大型絵本 『ありとすいか』
 大型紙芝居 『ねずみのしっぽ』

- ・参加人数 38名
- ・実演者 読み聞かせボランティアグループ「おはなしメリーゴーランド」
 のみなさん

(4) 「クイズ図書館探検隊」(町制50周年記念事業)

- ・実施期間 平成24年7月20日(金)～8月31日(金)
- ・参加人数 33名
- ・内容 児童室内の資料を使ってクイズに答える。このクイズによって、絵本や本の内容や調べ学習に興味を持ってもらう。



(5) 「おはなしマラソン」(町制50周年記念事業)

- ・日時 平成24年11月4日(日)
- ・場所 小体育室 10:30～15:00
- ・内容
 - ◆10:30～11:00 ◆読み手3名
 - 大型絵本 『たまごにいちちゃん』
 - 絵本 『どんはどんどん』
 - 紙芝居 『にんじんわけてください』
 - 絵本 『じゃんけん』
 - 絵本 『とんとんとん だれですか』
 - 絵本 『おちばきょうそう』
 - ◆11:30～12:00 ◆読み手3名
 - 大型絵本 『おじさんのかさ』
 - 絵本 『おしりしりしり』

絵本 『いもいもほりほり』

紙芝居 『ゆたんぽくん』

絵本 『がまんのケーキ』

絵本 『にじいろのしまうま』

◆13:00 ～ 13:30 ◆読み手1名(おはなしエプロンのボランティア)

絵本 『せんろはつづく』

絵本 『くれよんのくろくん』

紙芝居 『おにぎりおにぎり』

絵本 『だっこして』

◆14:00 ～ 14:30 ◆読み手3名

大型絵本 『だるまさんが』

絵本 『どろんこハリー』

絵本 『やさい』

紙芝居 『これなーんだ』

絵本 『きつねのつきみそう』

絵本 『14ひきのあさごはん』

・参加人数 80名

(6) 「クリスマスおはなし会」(町制50周年記念事業)

・日時 12月15日(土) 午前10時～10時50分

・場所 中央公民館 2階 研修視聴覚室

・対象 未就学児とその保護者

・プログラム

あいさつ

絵本 『ぴったりのクリスマス』

絵本 『ないしょでんしゃ』

エプロンシアター 『ともだちほしいなおおかみくん』

手あそび 『おやゆびさん』

大型紙芝居 『くれよんさんのけんか』

絵本 『もちづきくん』

大型絵本 『まどからのおくりもの』

・参加人数 27名

・実演者 図書館職員



(7) 「ひなまつり おはなし会」

・日時 平成25年3月9日(土) 午後2時～2時30分

・場所 歴史民俗資料館

・対象 幼児～

・プログラム

絵本 『おばあさんのひなまつり』
 絵本 『もぐらのムックリ』
 絵本 『999 ひきのきょうだい』
 絵本 『ぼんぼらみん』
 絵本 『はるじゃのばけつ』
 絵本 『ともだちふやそ』

- ・参加人数 29名
- ・実演者 図書館職員

5 施設見学の受入 (見学、施設説明・質問、児童室での読み聞かせ)

- ・大口西小学校 3年生 4月17日(火) 11:00~12:00
 読み聞かせ内容 『いろはにほへと』
 参加人数 77名
 実演者 図書館職員
- ・大口南小学校 2年生 平成24年1月9日(水) 10:00~11:20 52名
 読み聞かせ内容 『じがかけなかったライオンのおうさま』
 『ウラパン・オコサ』
 『くまくん』
 参加人数 52名
 実演者 図書館職員

6 図書館まつり (町制50周年記念事業)

- ・日時 11月3日(土) 午前10時30分~午後3時
- ・場所 中央公民館 3階 小体育室
- ・内容 本のリサイクル
- ・参加人数 430名
- ・受領者数 285名
- ・受領冊数 1,651冊 (一般書1,000冊、児童書651冊)
- ・日時 11月4日(日) 午前10時30分~午後3時
- ・場所 中央公民館 3階 小体育室
- ・内容 おはなしマラソン
- ・参加人数 80名



7 ブックスタート

平成 24 年 4 月から大口町社会福祉協議会の「赤い羽根共同募金」の配当金により、保健師による赤ちゃん訪問時に「読み聞かせブックスタートパック」として、絵本 2 冊と、図書館から誕生を祝うメッセージカード、ブックスタートについて(チラシ)、利用案内、「赤ちゃんにすすめるブックリスト」等を手渡しで配布。

8 職場体験学習生徒の受入

大口中学校 1 年生、2 年生 8 月 22 日 (水) ~23 日 (金) 各 1 名



9 その他活動

(1) 大口町立図書館利用者アンケート調査の実施

実施期間:平成 24 年 4 月 8 日(日)~14 日(土) 結果公表は 5 月下旬。

(2) 施設の有効利用

ア 児童室の入口扉の左右変更により、扉で隠れていた書棚部分の有効利用が図れました。

イ 児童室窓際の低書架の上部を使い絵本等の面出しを行う紹介スペースとしました。

※これらは、図書館協議会委員からの意見です。

(3) 「新しい大口町立図書館の建設に対する要望書」(案)の作成への協力。

※ 教育委員会定例会資料として提出しました。

(4) 団体貸出制度の案内 (平成 25 年 2 月 文書)

《送付先》

- ・大口中学校 ・大口南小学校 ・大口北小学校 ・大口西小学校
- ・大口中保育園 ・大口南保育園 ・大口西保育園
- ・大口西児童センター ・大口南児童センター ・大口北児童センター

(5) 国立国会図書館への納本制度の案内

- ・役場新着情報により行政資料の納本について周知

(6) リサイクル本のリユース配布 合計 385 冊

- ・大口中学校 21冊 ・適用指導教室 6冊
- ・大口南小学校 61冊 ・大口北小学校 41冊 ・大口西小学校 61冊
- ・大口中保育園 34冊 ・大口南保育園 87冊 ・大口西保育園 10冊
- ・大口西児童センター 4冊 ・大口南児童センター 50冊 ・大口北児童センター 10冊

(7) 特集コーナー（一般書は DVD 書架横、児童書は窓際）

《一般書》

季節や話題のテーマに関連した図書を選び、特集コーナーに展示しました。

平和を考える本	7月～8月
敬老の日 読書のすすめ	9月～10月
クリスマスの本	11月～12月
若い人に贈る読書のすすめ	1月～3月
大河ドラマ関連本	1月～12月
原発と放射能を考える本	通年

その他、随時受賞作などを展示。

《児童書》

毎月テーマ別の特集絵本展示し、ぬり絵付のリストを作成配布。

「おじいちゃん・おばあちゃん」の絵本	9月
「スポーツ」の絵本	10月
「としょかん」の絵本	11月
「おかしなサンタ」の絵本	12月
「へびのでてくる」絵本	1月
「オニのでてくる」絵本	2月
「おおきい」の絵本	3月

児童室窓際に表紙を見せて展示する「面出し」展示をおこなった。

(8) ベストリーダー・ベストリクエストの掲示

- ・利用状況を過去3か月間集計し、月に一回、館内に掲示しました。
- <内容> 一般向けベストリーダー・幼児・児童向けベストリーダー
- ・OPAC（利用者解放検索端末）では、検索した日から過去3か月間の集計データを表示しました。

(9) 全国読書感想文コンクールの課題図書の貸出

- ・実施期間 平成24年7月1日～8月31日
- ・貸出規定 ひとり1冊1週間

Ⅹ ベストリーダー

【一般図書部門】

	書名	著者名等	利用回数
1	マスカレード・ホテル	東野圭吾	80
2	謎解きはディナーのあとで	東川篤哉	73
3	麒麟の翼	東野圭吾	57
4	謎解きはディナーのあとで 2	東川篤哉	54
5	境遇	湊かなえ	54

【児童図書部門】

	書名	著者名等	利用回数
1	世界の歴史 2 ミケランジェロとエリザベス女王	集英社	38
2	へいきのへいた いじとんじのすぽこっポコへんてこ話	原京子	37
3	かいけつゾロリやせるぜ! ダイエット大きくせん	原ゆたか	37
4	全ウルトラマンパーフェクト超百科	講談社	32
5	ひみつたんでいワグランドモールとめろ! せきゅパニック	はらひろあき	31

【絵本部門】

	書名	著者名等	利用回数
1	がんばれ! パトカー	竹下文子	32
2	だいすき! 名古屋ののりもの	柏原治	32
3	ポケモンをさがせ! 金銀	相原和典	30
4	ポケモンをさがせ! エメラルド	相原和典	29
5	アンパンマンとまりのたから	やなせたかし	29

【雑誌部門】

	書名	出版社	利用回数
1	るるぶ情報版 2013年るるぶ東京	日本交通公社出版事業局	46
2	るるぶ情報版 2011年るるぶこどもとあそぼ! 名古屋・東海	日本交通公社出版事業局	46
3	るるぶ情報版 2013年るるぶ京都	日本交通公社出版事業局	45
4	るるぶ情報版 2012年日帰り温泉名古屋・東海・信越・北陸	日本交通公社出版事業局	42
5	るるぶ情報版 2012年るるぶこどもとあそぼ! 名古屋・東海	日本交通公社出版事業局	41

【CD部門】

	書名	アーティスト名	利用回数
1	それいけ！アンパンマン ベストヒット		38
2	ピタゴラスイッチうたのCD	日本放送協会	37
3	クライマックス 80's blue		37
4	ショパン名演集	中村紘子	36
5	Thank you love	西野カナ	35

【ビデオ部門】

	書名	アーティスト名等	利用回数
1	ドラえもののび太の海底鬼岩城	藤子不二雄	20
2	ドラえもののび太の日本誕生	藤子不二雄	16
3	2 1 1 2 ドラえもん誕生	藤子不二雄	16
4	ドラえもののび太のねじ巻き都市冒険記	藤子不二雄	16
5	ドラえもののび太の恐竜	藤子不二雄	15

【DVD部門】

	書名	監督名等	利用回数
1	かいけつゾロリ 6	錦織 博	41
2	かいけつゾロリ 3	錦織 博	40
3	ウルトラマンコスモス VS ウルトラマンジャスティス	円谷一夫	40
4	劇場版 ウルトラマンコスモス	円谷一夫	39
5	カールじいさんの空飛ぶ家	ピート・ドクター	37

× ベストリクエスト

【図書部門】

	書名	著者名等	予約回数
1	舟を編む	三浦しをん	33
2	ナヤミ雑貨店の奇蹟	東野圭吾	33
3	空飛ぶ広報室	有川浩	26
4	虚像の道化師	東野圭吾	25
5	三匹のおっさん ふたたび	有川浩	22

【雑誌部門】

	書名	出版社	予約回数
1	LEE (リー) 2012年5月	集英社	6
2	るるぶ情報版 2013年るるぶ東京	日本交通公社出版事業局	5
3	LEE (リー) 2013年1月	集英社	4
4	LEE (リー) 2012年10月	集英社	4
5	るるぶ情報版 2013年るるぶ大阪	日本交通公社出版事業局	4

【視聴覚資料部門】

	書名	著者名等	予約回数	種別
1	昭和の大ヒット大全集 下		4	CD
2	マイケル・ジャクソン THIS IS IT	マイケル・ジャクソン	4	DVD
3	卒業ソング		4	CD
4	昭和の大ヒット大全集 上		3	CD
5	サウンド オブ ミュージック	ロバート・ワイズ	3	DVD

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

大口町立図書館の設置及び管理に関する条例

(平成6年3月25日条例第20号)

改正 平成24年3月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2及び図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき大口町立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の教育と文化の向上に寄与するため、図書館を大口町伝右一丁目47番地に置く。

(事業)

第3条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会及び資料展示会に関する業務
- (3) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関する業務
- (4) 貸出文庫に関する業務
- (5) その他必要な業務

(職員)

第4条 法第13条の規定に基づき、図書館に館長及び必要な職員を置く。

- 2 前項の職員の定数は、大口町職員定数条例（平成8年大口町条例第1号）に定めるところによる。

(図書館協議会)

第5条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

- 2 図書館協議会委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員が任命しその定数は10名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用者の義務)

第6条 図書館の利用者は、利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則を守り秩序を乱すような行為をしてはならない。

(費用の負担)

第7条 図書館資料の複写を求める者は、その資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第8条 図書館の利用者は、図書館資料、設備等をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、大口町教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大口町立図書館の管理運営に関する規則

平成6年3月30日

教委規則第5号

改正 平成7年3月27日教委規則第5号 平成

8年8月26日教委規則第3号

平成9年5月29日教委規則第1号

平成12年3月21日教委規則第5号

平成16年3月1日教委規則第1号

平成19年11月27日教委規則第12号

平成20年2月21日教委規則第1号

平成22年5月31日教委規則第3-1号

平成22年9月1日教委規則第4号

平成24年12月12日教委規則第10号

大口町立図書館の管理運営に関する規則（昭和53年教委規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大口町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成6年大口町条例第20号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、大口町立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（図書館協議会の会長及び副会長）

第2条 条例第5条の規定に基づく図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、会長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付すべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（費用弁償）

第4条 委員が、その職務を行うために必要な費用の弁償については、大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）による。

（開館時間）

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 館長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第6条 図書館の休館は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は除き、休日が月曜日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(3) 館内整理日 毎月第2木曜日。ただし、休日に当たるときは翌日の金曜日とする。

(4) 特別整理期間

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し又は臨時に休館することができる。
- 3 館長は、前項の規定による休館日を変更し又は臨時休館日を決定したときは、その5日前までに適宜な方法により公示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による休館のほか、教育委員会が天変地変その他緊急事態に臨時に休館を決定したときは、その決定後速やかに公示しなければならない。

(閲覧)

第7条 図書館は、閲覧を希望する者のすべてが利用できる。

(入館の拒否等)

第8条 館長は、次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 感染症又は精神に異常があると認められる者
- (2) 酒気を帯びた者及び館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (3) 保護者等の付添いのない未就学児
- (4) その他管理上不相当と認める者

(資料の複写)

第9条 図書館資料(以下「資料」という。)の複写を求める者は、図書館資料複写申請書(様式第1)により館長に申請しなければならない。

- 2 複写について著作権法(昭和45年法律第48号)の規定による責任は、当該複写の申請者が負う。

第10条 次の資料は、前条第1項の規定による複写をすることができない。ただし、第2号に規定する資料については、著作権のある資料を使用上正当と認められる範囲内において複写することができる。

- (1) 寄託された資料で、この寄託の条件として複写の禁止を定めたもの
- (2) 著作権のある資料で、複写することにつき当該著作権の承認を得ないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不相当と認める資料

第11条 第9条の規定により資料の複写を申請し、その承認を受けた者は、図書館資料コピー料(以下「コピー料」という。)を納めなければならない。

- 2 コピー料の額は、1枚10円とする。ただし、館長が公益上必要と認めるときは、コピー料を減免することができる。

(館外利用)

第12条 資料を館外で利用しようとする者は、図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)(様式第2)を所持するものでなければならない。

- 2 前項の利用者カードの交付を受けようとする者は、図書館利用者カード申請書(様式第3)により館長に申請しなければならない。
- 3 第1項の利用者カードの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 本町に所在する学校に通学する者
- (3) 本町に所在する事業所に勤務する者
- (4) 名古屋経済大学及び愛知県立丹羽高等学校に勤務又は在学する者
- (5) 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市及び扶桑町に居住している者

第13条 同時に貸出しできる資料の数量は、1人10点以内とし、その期間は、2週間以内とする。

- 2 館長は、必要があると認めるときは、前項の貸出し数量及び貸出し期間を変更することができる。

第14条 次の資料は、館外貸出しをすることができない。

- (1) 貴重な資料
- (2) 館内において利用度の高い資料
- (3) その他館長が館外利用を不相当と認めた資料

第15条 利用者カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）が利用者カードを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。この場合に、館長は再交付することができる。

- 2 前項の届出以前に館外貸出券が登録者本人以外によって使用され、損害が生じた場合は、その責は登録者本人に帰する。

第16条 貸出文庫（以下「文庫」という。）は、館長が適当と認めた町内の団体に限り、その申請に応じて貸し出しするものとする。

- 2 文庫を利用しようとする団体は、代表者を定め、団体用図書館利用者カード申請書（様式第4）により館長に申請し、利用者カードの交付を受けなければならない。
- 3 文庫の数量及び期間は、館長が定めるものとする。
- 4 団体の代表者は、団体利用を受けた資料に関して責を負うものとする。

第17条 館長は、貸出しを受けた資料を定められた期日までに返納しない者に対し、相当期間貸出しを停止することができる。

（図書の予約）

第18条 貸出し中又は未所蔵のため利用者の求めに応じ即時に提供できない図書については、当該利用者の申請により予約することができる。ただし、館長が不相当と認めるものについては、この限りではない。

- 2 前項に規定する予約の申請は、図書予約申請書（様式第5）に必要事項を記入して提出することにより行うものとする。
- 3 館長は、予約の申請があった図書（以下「予約図書」という。）が貸出図書の返却、又は相互貸借若しくは新規受入れによりこれが提供できるようになったときは、その旨を予約申請者に通知する。
- 4 館長は、予約図書を提供できないときは、速やかにその旨を予約申請者に通知する。
- 5 館長が予約図書を保管する期間は、第3項の通知の日から1週間以内とし、当該保管期間内に予約図書の貸出しを受けなかったときは、予約申請を取り消したものとする。

第19条 本館が未所蔵のため利用者の求めに応じ即時提供できない図書については、前条第1項の規定にかかわらず第12条第3項第5号に該当する利用者は、予約することができない。

（視聴覚資料等の予約）

第20条 貸出し中のため利用者の求めに応じ即時に提供できない視聴覚資料及び雑誌（以下「視聴覚資料等」という。）については、当該利用者の申出により予約することができる。ただし、館長が不相当と認めるものについては、この限りではない。

- 2 館長は、前項に規定する予約の申出があったときは、当該申出者の氏名、連絡先等、必要事項を聞き取るものとする。
- 3 館長は、予約の申出があった視聴覚資料等（以下「予約視聴覚資料等」という。）が、貸出視聴覚資料等の返却によりこれが提供できるようになったときは、その旨を予約申出者に連絡する。
- 4 館長は、予約視聴覚資料等を提供できないときは、速やかにその旨を予約申出者に連絡する。
- 5 館長が予約視聴覚資料等を保管する期間は、第3項の連絡の日から1週間以内とし、当該保管期間内に予約視聴覚資料等の貸出しを受けなかったときは、予約申出を取り消したものとする。

(資料の寄贈)

第21条 館長は、資料の寄贈申出があったときは、次の各号のいずれにも該当すると認められるものについて、これを受納することができる。

- (1) 資料として保存し、貸し出すことができる状態にあること。
- (2) 図書館の蔵書と重複していないこと。
- (3) 文献的価値を失っていないこと。
- (4) 図書館の収書方針に沿っていること。

2 前項の規定により受納した資料は、目録を作成し記録しておかなければならない。

(寄贈資料の取扱い)

第22条 前条第1項の規定により受納した資料は、登録し、図書館所蔵の資料と同様の取扱いとする。

(弁償)

第23条 資料の閲覧又は借覧中において、これを紛失、き損又は汚損したときは、弁償届(様式第6)を提出し、同一の資料を弁償しなければならない。ただし、絶版等により同一の資料が入手できない場合は、相当代価により弁償することができる。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会の承認を受けて館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月27日教委規則第5号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年8月26日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大口町立図書館の管理運営に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年5月29日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日教委規則第5号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の改正前の大口町立図書館の管理運営に関する規則の規定による図書館利用者カード及び図書館利用者カード申請書は、この規則の改正後の大口町立図書館の管理運営に関する規則の規定による図書館利用者カード及び図書館利用者カード申請書とみなす。

附 則(平成16年3月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年1月7日から適用する。

附 則(平成19年11月27日教委規則第12号)

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年2月21日教委規則第1号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の大口町立図書館の管理運営に関する規則の規定による図書館利用者カード、図書予約申請書及び弁償届は、この規則による改正後の大口町立図書館の管理運営に関する規則の規定による図書館利用者カード、図書予約申請書及び弁償届とみなす。

附 則(平成22年5月31日教委規則第3-1号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成22年9月1日教委規則第4号)

- 1 この規則は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の大口町立図書館の管理運営に関する規則の規定による図書館利用者カードで、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成22年9月1日教委規則第4号）

大口町立図書館個人貸出制限要領

(大口町教育委員会訓令第8号)

(目的)

第1条 この要領は、大口町立図書館の管理運営に関する規則(平成6年教委規則第5号)第17条に基づく図書館資料(以下「資料」という。)の館外利用の制限について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる行為)

第2条 館外利用の制限は、次の行為に対して行うものとする。

- (1) 資料の返却を返却期限日から14日以上怠る行為
- (2) 資料を著しく汚損または破損する行為
- (3) 資料を無断で館外に持ち出す行為
- (4) その他図書館の管理運営上著しく支障となる行為

(制限の権限)

第3条 館長は、前条の行為を行った者(以下「該当者」という。)に対して、個人貸出の停止をすることができる。

(制限の期間)

第4条 第2条第1号による制限は、該当者が当該資料のすべてを返却した後、2か月間とする。

2 第2条第2号から第4号までの行為を確認した場合、館長はただちに制限をすることができる。この場合における制限期間は2か月間とする。

(制限の通知)

第5条 館長は、前2条に基づき貸出の停止をした場合は、別紙様式「貸出停止通知書」により該当者に通知する。ただし、連絡先不明等通知の手段がない場合は、通知を省略することができる。

(制限の解除)

第6条 第4条の規定にかかわらず、館長は図書館運営上支障がないと判断する場合は、当該制限を解除することができる。

(その他)

第7条 この要領の実施について必要な事務手続きは、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

大口町立図書館個人貸出制限事務手続内規

(目的)

第1条 この内規は、大口町立図書館個人貸出制限要領（以下「要領」という。）（平成21年教委訓令第8号）第7条に基づく規定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(督促の実施)

第2条 要領第2条第1号の怠る行為の確認については、次の各号の掲げた督促を実施したうえで行うものとする。

- (1) 返却予定日1週間経過後の電話による督促
- (2) 返却予定日2週間経過後のはがきによる督促

(事務手続き決裁区分)

第3条 要領における制限の期間、通知、解除の事務手続きの決裁区分は、下記のとおりとする。

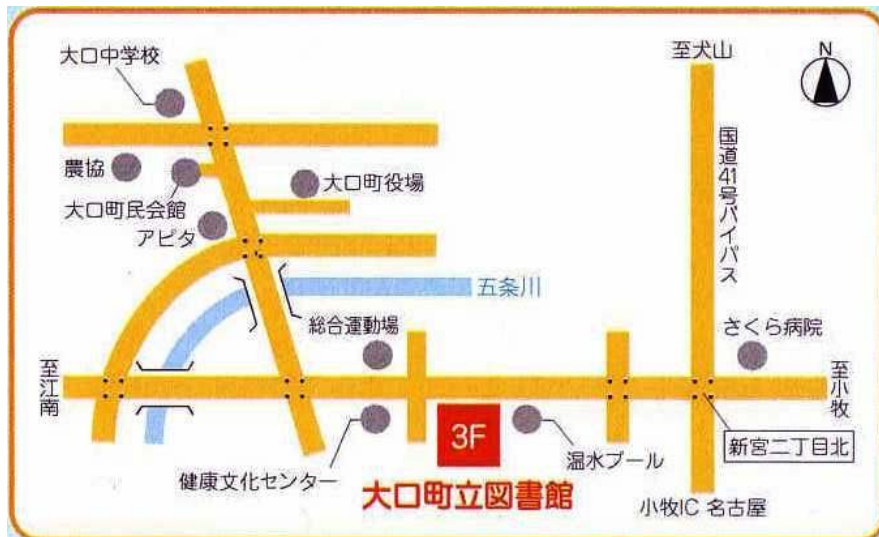
決裁項目	制限期間の決裁区分	制限通知の決裁区分	制限解除の決裁区分
(1) 資料の返却を返却期限日から14日以上怠る行為	館長	館長	館長
(2) 資料を著しく汚損または破損する行為			
(3) 資料を無断で館外に持ち出す行為			
(4) その他図書館の管理運営上著しく支障となる行為			

(その他)

第4条 この内規に定めのない事務手続きについては、その都度教育委員会内で協議する。

附 則

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。



図書館年報

平成 24 年度利用実績

平成 25 年度版

平成 25 年 8 月 1 日発行

編集・発行 大口町立図書館

☎480-0126

愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 47 番地

☎0587-95-3999